

仕 様 書

1 件 名

令和7年度秋田労働局信書等小荷物定期運送業務委託契約（単価契約）

2 内 容

秋田労働局内で発出する信書等の小荷物について、秋田労働局と各労働基準監督署・各公共職業安定所の間、及び秋田公共職業安定所と市内庁舎外施設間を定期的に運送する業務

3 運行経路・日程

- (1) 別紙1のとおり ※運送時刻については、調整可能。
- (2) 運行の休日は、土・日・祝日、その他年末年始等双方協議により決定した日とする。

4 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

5 料金区分

定期運送の料金区分は、「片道運賃単価」とする。
ただし、秋田市内周回運送は「一周運賃単価」とする。

6 運送予定数量

契約期間中に予定される数量は、別紙2「年間運送予定数及び運賃」のとおり。

7 入札書及び落札者の決定

- (1) 別紙2「年間運送予定数及び運賃」の年間予定回数に片道及び一周運賃単価を乗じて得た金額の合計金額（税抜き）が、国が定めた予定価格の範囲内であり、かつ最も低額であったものを落札者とする。
- (2) 見積金額は、当該仕様書の内容をすべて履行するにあたって必要となる諸経費すべてとし、消費税は含まないものとする。

8 業務の詳細

- (1) 各官署から運送品を受託するときは、受領書（任意）を発行すること。
- (2) 各官署あてに配送した運送品を受け渡すときには、各官署の担当者の確認及び受領印を受け、授受の責任を明確にするものとする。
- (3) 各官署から受託した運送品は受取人に遅滞なく届け、運送品（運送に使用しているトランクケース等を含む）の汚損、破損、盗難その他の事故により物品の価値の減少または滅失するようなことがないよう万全の注意を払うこと。
- (4) 受託した運送品（運送に使用しているトランクケース等を含む。）を事故等により損害を与えたときは、賠償の責に任じ遅滞なくこれの弁償金を支払うものとする。ただし、天災その他不可抗力等受託者の責に帰しがたい事由でやむを得ないものと認めるときは、当方において減額若しくは免責の措置をとることがある。

9 作業員に関する事項

落札業者は作業員の身元、風紀、衛生及びその他規律に関する一切の責任を負うこと。

10 その他

- (1) 再委託についての要件は、別紙3のとおりとする。
- (2) 契約期間中に最低賃金法による最低賃金の改定によって、当該委託業務の履行確保に支障が生じることのないよう十分配慮の上、入札参加に応じること。
- (3) 本契約で知りえた事項は守秘義務を厳守し、情報の漏洩防止対策に万全を期すこと。
- (4) 落札者は仕様書等の不明を理由として異議を申し立てることができない。

秋田労働局信書等小荷物定期運送 運行経路

(1) 定期運送

	① 秋田労働局第一庁舎～各労働基準監督署間運送	② 秋田労働局第一庁舎～秋田労働局第二庁舎 ～各公共職業安定所間運送
1日目	秋田労働局第一庁舎 ↓ 発15:00頃	
2日目	各労働基準監督署 ↓ 着 午前中 発	秋田労働局第二庁舎 ↓ 秋田労働局第一庁舎 着8:45頃 ↓ 秋田労働局第一庁舎 発15:00頃 ↓ 秋田労働局第二庁舎 発15:15頃
3日目	秋田労働局第一庁舎 ↓ 着8:45頃 ↓ 発15:00頃	各公共職業安定所 ↓ 着 午前中 発
4日目	各労働基準監督署 ↓ 着 午前中 発	秋田労働局第二庁舎 着8:30頃 ↓ 秋田労働局第一庁舎 着8:45頃 ↓ 秋田労働局第一庁舎 発15:00頃 ↓ 秋田労働局第二庁舎 発15:15頃
5日目	繰り返す	各公共職業安定所 ↓ 着 午前中 発
		繰り返す

※秋田労働局以外の各官署については、運送品を受け渡し、その場で秋田労働局あての運送品を受託するものとする。

【所在地】

秋田労働局第一庁舎
秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎4階 総務課

秋田労働局第二庁舎
秋田市山王3-1-7 東カンビル5階 職業安定課

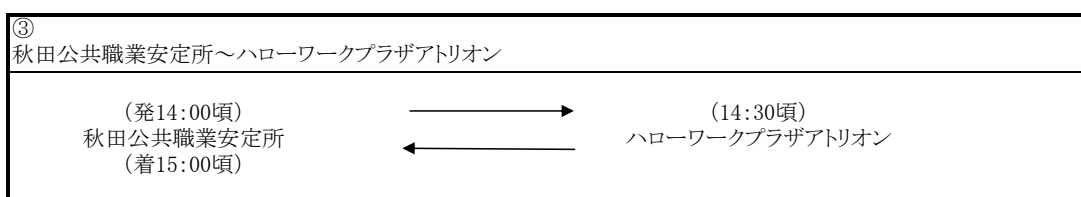
(各労働基準監督署)5箇所

能代労働基準監督署
能代市末広町4-20 能代合同庁舎3階
大館労働基準監督署
大館市字三ノ丸6-2
横手労働基準監督署
横手市旭川1-2-23
大曲労働基準監督署
大仙市大曲日の出町1-3-4 大曲法務合同庁舎1階
本荘労働基準監督署
由利本荘市給人町17 本荘合同庁舎2階

(各公共職業安定所)11箇所

秋田公共職業安定所 秋田市茨島1-12-16
秋田公共職業安定所男鹿出張所 男鹿市船川港船川字新浜町1-3
能代公共職業安定所 能代市緑町5-29
大館公共職業安定所 大館市清水1-5-20
大館公共職業安定所鷹巣出張所 北秋田市鷹巣字東中岱26-1
大曲公共職業安定所 大仙市大曲住吉町33-3
大曲公共職業安定所角館出張所 仙北市角館町小館32-3
本荘公共職業安定所 由利本荘市石脇字田尻野18-1
横手公共職業安定所 横手市旭川1-2-26
湯沢公共職業安定所 湯沢市清水町4-4-3
鹿角公共職業安定所 鹿角市花輪字荒田82-4

(2) 秋田市内周回運送 (週2回 火・金曜日運行)



※ハローワークプラザアトリオンについては、運送品を受け渡し、その場で秋田公共職業安定所あての運送品を受託するものとする。

【秋田市内周回運送対象 所在地】

秋田公共職業安定所 秋田市茨島1-12-16
ハローワークプラザアトリオン 秋田市中通2-3-8 秋田アトリオンビル3階

年間運送予定数及び運賃

・秋田労働局 信書等小荷物定期運送			年間予定回数	運賃単価 (税抜き)	年間経費 (税抜き)																																																																					
①秋田労働局～各労働基準監督署間 定期運送																																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>発</th> <th>運送</th> <th>着</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秋田労働局第一庁舎</td> <td>→</td> <td>能代労働基準監督署</td> </tr> <tr> <td>秋田労働局第一庁舎</td> <td>→</td> <td>大館労働基準監督署</td> </tr> <tr> <td>秋田労働局第一庁舎</td> <td>→</td> <td>横手労働基準監督署</td> </tr> <tr> <td>秋田労働局第一庁舎</td> <td>→</td> <td>大曲労働基準監督署</td> </tr> <tr> <td>秋田労働局第一庁舎</td> <td>→</td> <td>本荘労働基準監督署</td> </tr> <tr> <td>能代労働基準監督署</td> <td>→</td> <td>秋田労働局第一庁舎</td> </tr> <tr> <td>大館労働基準監督署</td> <td>→</td> <td>秋田労働局第一庁舎</td> </tr> <tr> <td>横手労働基準監督署</td> <td>→</td> <td>秋田労働局第一庁舎</td> </tr> <tr> <td>大曲労働基準監督署</td> <td>→</td> <td>秋田労働局第一庁舎</td> </tr> <tr> <td>本荘労働基準監督署</td> <td>→</td> <td>秋田労働局第一庁舎</td> </tr> </tbody> </table>			発	運送	着	秋田労働局第一庁舎	→	能代労働基準監督署	秋田労働局第一庁舎	→	大館労働基準監督署	秋田労働局第一庁舎	→	横手労働基準監督署	秋田労働局第一庁舎	→	大曲労働基準監督署	秋田労働局第一庁舎	→	本荘労働基準監督署	能代労働基準監督署	→	秋田労働局第一庁舎	大館労働基準監督署	→	秋田労働局第一庁舎	横手労働基準監督署	→	秋田労働局第一庁舎	大曲労働基準監督署	→	秋田労働局第一庁舎	本荘労働基準監督署	→	秋田労働局第一庁舎	120 回	片道 円	円																																				
発	運送	着																																																																								
秋田労働局第一庁舎	→	能代労働基準監督署																																																																								
秋田労働局第一庁舎	→	大館労働基準監督署																																																																								
秋田労働局第一庁舎	→	横手労働基準監督署																																																																								
秋田労働局第一庁舎	→	大曲労働基準監督署																																																																								
秋田労働局第一庁舎	→	本荘労働基準監督署																																																																								
能代労働基準監督署	→	秋田労働局第一庁舎																																																																								
大館労働基準監督署	→	秋田労働局第一庁舎																																																																								
横手労働基準監督署	→	秋田労働局第一庁舎																																																																								
大曲労働基準監督署	→	秋田労働局第一庁舎																																																																								
本荘労働基準監督署	→	秋田労働局第一庁舎																																																																								
②秋田労働局第一庁舎～第二庁舎～各公共職業安定所間 定期運送																																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>発</th> <th>運送</th> <th>着</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秋田労働局第一庁舎→第二庁舎</td> <td>→</td> <td>秋田公共職業安定所</td> </tr> <tr> <td>秋田労働局第一庁舎→第二庁舎</td> <td>→</td> <td>男鹿出張所</td> </tr> <tr> <td>秋田労働局第一庁舎→第二庁舎</td> <td>→</td> <td>能代公共職業安定所</td> </tr> <tr> <td>秋田労働局第一庁舎→第二庁舎</td> <td>→</td> <td>大館公共職業安定所</td> </tr> <tr> <td>秋田労働局第一庁舎→第二庁舎</td> <td>→</td> <td>鷹巣出張所</td> </tr> <tr> <td>秋田労働局第一庁舎→第二庁舎</td> <td>→</td> <td>大曲公共職業安定所</td> </tr> <tr> <td>秋田労働局第一庁舎→第二庁舎</td> <td>→</td> <td>角館出張所</td> </tr> <tr> <td>秋田労働局第一庁舎→第二庁舎</td> <td>→</td> <td>本荘公共職業安定所</td> </tr> <tr> <td>秋田労働局第一庁舎→第二庁舎</td> <td>→</td> <td>横手公共職業安定所</td> </tr> <tr> <td>秋田労働局第一庁舎→第二庁舎</td> <td>→</td> <td>湯沢公共職業安定所</td> </tr> <tr> <td>秋田労働局第一庁舎→第二庁舎</td> <td>→</td> <td>鹿角公共職業安定所</td> </tr> <tr> <td>秋田公共職業安定所</td> <td>→</td> <td>秋田労働局第二庁舎→第一庁舎</td> </tr> <tr> <td>男鹿出張所</td> <td>→</td> <td>秋田労働局第二庁舎→第一庁舎</td> </tr> <tr> <td>能代公共職業安定所</td> <td>→</td> <td>秋田労働局第二庁舎→第一庁舎</td> </tr> <tr> <td>大館公共職業安定所</td> <td>→</td> <td>秋田労働局第二庁舎→第一庁舎</td> </tr> <tr> <td>鷹巣出張所</td> <td>→</td> <td>秋田労働局第二庁舎→第一庁舎</td> </tr> <tr> <td>大曲公共職業安定所</td> <td>→</td> <td>秋田労働局第二庁舎→第一庁舎</td> </tr> <tr> <td>角館出張所</td> <td>→</td> <td>秋田労働局第二庁舎→第一庁舎</td> </tr> <tr> <td>本荘公共職業安定所</td> <td>→</td> <td>秋田労働局第二庁舎→第一庁舎</td> </tr> <tr> <td>横手公共職業安定所</td> <td>→</td> <td>秋田労働局第二庁舎→第一庁舎</td> </tr> <tr> <td>湯沢公共職業安定所</td> <td>→</td> <td>秋田労働局第二庁舎→第一庁舎</td> </tr> <tr> <td>鹿角公共職業安定所</td> <td>→</td> <td>秋田労働局第二庁舎→第一庁舎</td> </tr> </tbody> </table>			発	運送	着	秋田労働局第一庁舎→第二庁舎	→	秋田公共職業安定所	秋田労働局第一庁舎→第二庁舎	→	男鹿出張所	秋田労働局第一庁舎→第二庁舎	→	能代公共職業安定所	秋田労働局第一庁舎→第二庁舎	→	大館公共職業安定所	秋田労働局第一庁舎→第二庁舎	→	鷹巣出張所	秋田労働局第一庁舎→第二庁舎	→	大曲公共職業安定所	秋田労働局第一庁舎→第二庁舎	→	角館出張所	秋田労働局第一庁舎→第二庁舎	→	本荘公共職業安定所	秋田労働局第一庁舎→第二庁舎	→	横手公共職業安定所	秋田労働局第一庁舎→第二庁舎	→	湯沢公共職業安定所	秋田労働局第一庁舎→第二庁舎	→	鹿角公共職業安定所	秋田公共職業安定所	→	秋田労働局第二庁舎→第一庁舎	男鹿出張所	→	秋田労働局第二庁舎→第一庁舎	能代公共職業安定所	→	秋田労働局第二庁舎→第一庁舎	大館公共職業安定所	→	秋田労働局第二庁舎→第一庁舎	鷹巣出張所	→	秋田労働局第二庁舎→第一庁舎	大曲公共職業安定所	→	秋田労働局第二庁舎→第一庁舎	角館出張所	→	秋田労働局第二庁舎→第一庁舎	本荘公共職業安定所	→	秋田労働局第二庁舎→第一庁舎	横手公共職業安定所	→	秋田労働局第二庁舎→第一庁舎	湯沢公共職業安定所	→	秋田労働局第二庁舎→第一庁舎	鹿角公共職業安定所	→	秋田労働局第二庁舎→第一庁舎	120 回	片道 円	円
発	運送	着																																																																								
秋田労働局第一庁舎→第二庁舎	→	秋田公共職業安定所																																																																								
秋田労働局第一庁舎→第二庁舎	→	男鹿出張所																																																																								
秋田労働局第一庁舎→第二庁舎	→	能代公共職業安定所																																																																								
秋田労働局第一庁舎→第二庁舎	→	大館公共職業安定所																																																																								
秋田労働局第一庁舎→第二庁舎	→	鷹巣出張所																																																																								
秋田労働局第一庁舎→第二庁舎	→	大曲公共職業安定所																																																																								
秋田労働局第一庁舎→第二庁舎	→	角館出張所																																																																								
秋田労働局第一庁舎→第二庁舎	→	本荘公共職業安定所																																																																								
秋田労働局第一庁舎→第二庁舎	→	横手公共職業安定所																																																																								
秋田労働局第一庁舎→第二庁舎	→	湯沢公共職業安定所																																																																								
秋田労働局第一庁舎→第二庁舎	→	鹿角公共職業安定所																																																																								
秋田公共職業安定所	→	秋田労働局第二庁舎→第一庁舎																																																																								
男鹿出張所	→	秋田労働局第二庁舎→第一庁舎																																																																								
能代公共職業安定所	→	秋田労働局第二庁舎→第一庁舎																																																																								
大館公共職業安定所	→	秋田労働局第二庁舎→第一庁舎																																																																								
鷹巣出張所	→	秋田労働局第二庁舎→第一庁舎																																																																								
大曲公共職業安定所	→	秋田労働局第二庁舎→第一庁舎																																																																								
角館出張所	→	秋田労働局第二庁舎→第一庁舎																																																																								
本荘公共職業安定所	→	秋田労働局第二庁舎→第一庁舎																																																																								
横手公共職業安定所	→	秋田労働局第二庁舎→第一庁舎																																																																								
湯沢公共職業安定所	→	秋田労働局第二庁舎→第一庁舎																																																																								
鹿角公共職業安定所	→	秋田労働局第二庁舎→第一庁舎																																																																								
③秋田市内周回運送																																																																										
<table border="1"> <tr> <td>秋田公共職業安定所</td> <td>→</td> <td>ハローワークプラザアトリオン</td> </tr> <tr> <td></td> <td>←</td> <td></td> </tr> </table>			秋田公共職業安定所	→	ハローワークプラザアトリオン		←		100 回	一周 円	円																																																															
秋田公共職業安定所	→	ハローワークプラザアトリオン																																																																								
	←																																																																									

年間経費総額 円
(税抜き)

※現在はトランクケースとジュラルミンケースを併用。大きさは、約55cm×38cm×40cm以下であり、重量に関わらず一律料金とする。

※契約期間中に予定される回数はあくまでも予定であり、祝日の関係・業務の関係上増減があるため了承すること。

再委託についての要件

1. 再委託について

- (1) 落札者は、委託業務の全部を一括して第三者(受注者の子会社(会社法第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)を含む。以下同じ。)に再委託することはできない。
- (2) 落札者は、再委託する場合には、契約書に定める様式により発注者に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。
- (3) 落札者は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業者に伴う当該第三者(以下「再委託者」という。)の行為について、発注者に対しすべての責任を負うものとする。
- (4) 落札者は、委託業務の一部を再委託するときは、落札者がこの契約を遵守するために必要な事項について、契約書の内容を準用して、再委託者と約定しなければならない。

2. 再委託先の変更

- (1) 落札者は、再委託先を変更する場合、当該再委託が上記1の(2)のただし書に該当する場合を除き、契約書に定める様式の再委託に係る変更承認申請書を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 落札者は、再委託者又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令に違反したことにより送検された場合において、発注者が再委託先の変更を求めた場合にはこれに応じなければならない。

3. 履行体制

- (1) 落札者は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を発注者に提出しなければならない。
- (2) 落札者は、履行体制図に変更があるときは、速やかに契約書に定める様式により履行体制図変更届出書を発注者に届け出なければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合については、届出を要しない。
 - ① 受託業務の実施に参加する事業者(以下「事業参加者」という。)の名称のみの変更の場合。
 - ② 事業参加者の住所の変更のみの場合。
 - ③ 契約金額の変更のみの場合。
- (3) 上記3の(2)の場合において、発注者は契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、落札者に対して変更の理由等の説明を求めることができる。